

國第一七回
參議院大蔵委員會會議錄第十五号

昭和二十五年三月一日(水曜日)午後11時十一分開会

○正義反日法の一部を改正する法律案

(内閣提出)
○証券取引法の一部を改正する法律案

○物資の割当に関する手数料等の徴収

に関する法律を廃止する法律案（内閣提出、衆議院全付）

○失業保険特別会計法の一部を改正す

る法律案（内閣提出、衆議院送付）

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委

員会を開会いたします。本日は先ず

証券取引法の一部を改正する法律案を議題として御審議を願います。御質疑

の、おありのお方はお願いいたします。

○西川甚五郎君 株につきましては、
作年の暮から大分増嵩がありますが、

これについて、大蔵当局並びに証券取

引委員会、或いは日銀あたりでもいろいろ真剣こやつておられますが、その

効果が今日まで現れておらない。勿論

この株価は、戦後は戦前と違つて、株

欠けておるというのでありまするか

ら、そう簡単なあやふやな対策では、

どうしてその機械の結果として、中には不可能である。こう私は考えます。

それにつきまして、大蔵当局は今後ど

ういへよけな方針でこの政策をやむを得ぬかということを一應承りたいと思ひ

卷之三

○政府委員(湯地謹爾郎君)　この問題は非常に大きな問題で、大蔵大臣が出

卷之三

第六部 大蔵委員会会議録第十五号 昭和二十五年三月一日

必要な自己資金を調達するという意味において、増資をするということが到底できない。これは日本の産業全体の発展、復興ということに非常に支障がある。更にそれが延いて金融機関にも影響を及ぼすというような、非常に大きな問題として漸く取り上げられるようになりますして、当時これらの方策といたしまして、これは金融機関のこの株式担保の金融が、先程申しました通り順位を中心に引上げたのであります。が、それを貸付けた銀行に対して、日本銀行が更にその株式担保の途を開くという措置を探つて貰いたい。又探る必要があるということとも考へられたのであります。これは関係方面との折衝等におきましても、直ぐ実現はできないので、まだ今後の問題として残されておるわけであります。

それからまいまでの問題として取上げられて参つたのは、この過剰の株式の中、いわゆる浮動株式と称せらるるものと、いわゆる一時棚上げをする機関、いわゆる証券保有会社を作つて株価を維持する必要があるということも真剣に考へられ、政府においても考へたのであります。これがどうしても相当の資金が必要といたすのであります。従つて、民間資金のみでは必ずしも十分ではない、或いは見返資金、或いは預金部資金といふような政府関係の資金も一緒になつてやらなければ、十分な効果を得られないといふようなことから、これらの点につきましても、大臣等が関係方面ともいろいろ交渉せられたのであります。これらにつきまして、いろいろ研究する点が多くありまして、まだ早急にこれが解決を見ておらないというような状況であり

ます。そして、差当り今直接の間接的実現を見ておりますのは、それは大体各取引所所在地に証券金融公社を設立して、例えば東京におきましては日本証券金融株式会社、これは資本金二億五千万円、それから大阪におきましては大阪証券金融株式会社、これは資本金一億円、名古屋におきましては中部証券金融株式会社、これは資本金二千万円、それから京都においても五千五百万円、それから神戸においても二千万円、それから大阪においても五千五百万円、それから銀行等よりの借入金とて以て、その金を株式担保の金融に出すと、或いは証券業者に貸付けると、こういう金融の面において株式の市場の不振を開拓しようということになります。現に東京、大阪等はすでにその業務を開始しておりますようなわけであります。この点におきましては、現在の株式の不振対策に対して、相当効果があろうと考えておるのであります。その後、最近新聞等に出ておりまする対策の一つとして、見返資金、或いはそういうような政府関係資金を、証券会社の証券の引受け能力を拡充するという意味においてこれを間接的に利用するというふうな考え方の案がありますて、これは日本今関係方面と折衝中でありますて、まだ最後的には決まつておりませんが、まあ大体こういうようなこと等も考えておるのであります。毎度申上げたとおり、手を考えておるのでありまするが、まだつきり実現していないのは非常に遺憾でありますて、先程申しました証券金融会社が現実に移されて、効果が發揮しておるといふ程度でありますて、以上簡単でも

○西川善五郎君 そういたしますと、昨年からいろいろの手を打たれたのは先ず成功しなかつたと、そりとして保有会社の問題はOKが取れないといふ。もう更に株価は低落しているようと思われますが、現在、只今おつしやつた程度の対策しか実際は考えておらないのですか。

○政府委員湯地謙爾郎君 それから先程ちょっと申落しましたが、先程申上げました外に、会社の増資等をいたします際に、この当時の経済状況、或いは株価等を見合せて、株式の発行を自治的にまあ調整しようという話合いがありました。これは証券業者及び発行会社並びに日本銀行等が毎月寄り合いますよな株式につきまして、市場等と睨み合せて株式の発行を調整するという措置を一月頃からやつて参つております。お互いにまあ調整する、ところでおりまして、これは勿論別に強制力はあるわけではありませんが、実際それに関係しておりますものが寄り合つて、お互いにまあ調整する、ところいう措置をやつております。従つて一ヶ月以降最近まで、これは尤も市場の悪いといふ関係もあるわけあります。が、調整されて参つて来ております。それで今後の株価の見通しといふ点につきましては、これは非常にむづかしいのであります。まあこれ以上下らない、これは最後だということは申し切れないと思うのであります。今のように株式の発行の調整、それから金融会社等による担保金融に対する金融

的措置、それから今懸案になつておりますような対策等が実行に移されると、いふことになれば、余程改善されて来るのではないか。こういうように私は考へておられます次第です。

○西川甚五郎君 それに関連しまして、昨年度から相当株の暴落恐慌状態になりました、証券業者の内容ですね、これはどういうように現在なつておりますようか。

○政府委員(湯地謹爾郎君) 証券業者の内容につきましては、只今はつきりしてゐるのは昨年九月の決算であるわけなのですが、その当時では必ずしも悪くなつておらぬものであります。その後株価が低落して参つた、それで所有株式が先程申しました通り、太体最後の時に比べまして、まあ半分以下になつておりますと、いうことになりますと、尤も証券会社には相当株については含みを持つておりますから、株価通りには行かないと思いますが、内容的には相当弱体化して來ておる。こういうふうに考えております。

○西川甚五郎君 そういたしますると、この改正の中の何條ですか、五十五万円以上の営業用純資本金ですが、それが三十九%ですかね。全業者の五十五万円以下のものが……

○政府委員(湯地謹爾郎君) そうです。

○西川甚五郎君 そういたしますと、その外にこういう弱体化した業者を、この改正された法案で行かれると、殆んどこの改正の不良と認められる資本を有する場合、即ち不良資産を償却するという命令をなすことができる。これに該当して来るのではないですか。

○政府委員(湯地謹爾郎君) これは直

ちに純資本額五十五万円ということを強行するということになりますと、それに該当するものが相当……

○西川甚五郎君 五十五万円以上の会社ですね。これに該当するものが出でるのじゃないですか。

○政府委員(湯地謹爾郎君) その四〇%と申上げたのは去年の九月頃ですから、例えばその当時五十万円以上のものでも、これに引掛かるものが、出てくるであろう。こういうお話をどうぞりますね。

○西川甚五郎君 ええ。

○政府委員(湯地謹爾郎君) そういうふうになると思します。

○西川甚五郎君 そうしますと五十万円以上のものは二ヶ年以後に適用するということになつておりますが、この五十万円以上の弱体業者もありますと、直ちにこれが適用されることになるわけですね。

○政府委員(湯地謹爾郎君) 第何條でありますか。

○西川甚五郎君 何條ですか、説明の第二ですがね。

○政府委員(湯地謹爾郎君) 五十五條の二に関連しての御質問だと思いますが、この五十五條の二といふ改正の趣旨は、これは今のこの五十五條の趣旨は、例えば「証券業者が當業又は財産経理の状況に照らし、過当な数量の売買取引、不健全な方法による売買若しくは借入をなし、又は不良と認められる資産を有する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは」云々とこう書いておるのでございまして、今のように所有株式が時価の下落によりまして、資産内容が悪くなるというような關係を

予想しておるのではありませんで、例えれば空売り、空売買といふような投機的なる取引をやつて、そうして或いはこの「過当な数量の売買取引」というのは、資本金と比べて非常に大きな株を持したりするような場合、それから「健全な方法による」というのは、いわゆる先物とか或いは投機的な空売り空買賣をする。又「若しくは借入」というのは例えば非常に高い金利で借入をして行く、そういうようなこと、或いは焦げついた資産を持ち、不良貸等を持つておるというような場合に、今後そういうことをやつちやいけない、或いは不良な資産については償却しなければいけない。こういうことを命令するつもりでありまして、一方所有株式が時価の下落により資産内容が悪くなつたということは、片一方の三十四條等の関係から、その営業用の資本額が五十万円以下に下るというような場合にこれを審査をいたしまして、その整備計画を立てさせて、これを回復させるという措置を取るというので、時価による資産が悪くなるというものは、三十四條の関係で、こちらの五十五條の方はそういうやうないわゆる機取引、或いは不当な闇金利で金を借りているというような、非常に不良な行為に対し取締る、こういう規定でござります。

りの方はお願意したいと思います。
この法案につきましては木村委員から資料の提出の御要求がございましたが、これは後日でよろしいという木村委員のお話でありましたから、あとで政府から出して頂きたいと思います。
○油井賢太郎君 この手数料がなくなつたために、(四)に影響を及ぼすということはないですか。
○政府委員(佐藤一郎君) お答えいたしました。これは別に影響ございません。
○油井賢太郎君 つまり影響する程の金額じゃないという意味ですね。
○政府委員(佐藤一郎君) これは実は、この法律を廃止した提案理由の説明のときに申上げたのですが、大体印紙で以て納めておるのであります。そうしてその実績が実は殆んど実際問題として認めない。非常にやり方が技術的に複雑いたしております。ところが割当を受けた通産省へ割当を受けた民間の方から参ります。そうすると割当の公文書を貰うわけであります。ところが割当を受けましたその業者が更に多く販売業者であります。今度メーカー等へ行つて、それを実際現物化するわけです。それでその現物化します際に、その公文書に印紙を貼りまして、その公文書を今度メーカーに渡すのです。そうするとメーカーがそこに割り印をいたしまして、そうして同時に販売業者に資材を渡して、そうして今度メーカーはその書類を持つて通産省へ行つて又割当を貰う。こういう仕組になつておるのであります。が、実際いたしましては必ずしもその手続をしないで、メーカーは資材の入手をいたしておるわけであります。そういたします

と結局本文書が通産省に戻つて来ない
のであります。大分……。もとへこ
の手数料といふものは、物資の需給事
務が臨時物資需給調整法によりまして
急激に増加いたしました結果、一部や
はり受益者負担の精神で以て、物資割
当に要する事務費の一部を、それによ
つて利益を蒙るであろう人々に負担さ
せるというのでやつたのですけれど
も、実際問題としては実績すら確実に
キヤッチできない。そうして而も最近
のように調整事務といふものが殆んど
解除になりましたものでありますか
ら、そういう関係でいわば私共今考え
て見ますと、惡法に近い法律であると
いうことが分りましたので、これを廢
止しよう、こういう氣持で今回提案い
たしておるわけであります。従いまし
て、実際問題といいたしましては、昭和
二十三年に三十億、昭和二十四年に二
十億を予算に計上いたしたのでありま
すが、予算に対比すべき実績が分らな
いのであります。印紙で以て貼りまし
て、而もそれが元へ戻つて参りません
ので、通産省の方で殆んどそれを確實
にキヤッチすることができないという
状況であります。従いまして、或いは
観念的に言えど、これは当然業者の經
費といふことも言い得るわけでありま
すが、その中には勿論転嫁し得るもの
もありましようし、それから実績もキ
ヤッチできないというようなことで、
具体的には従つて計算の基礎になつて
おらんわけであります。そういう意味
におきまして、結局我々はこれを廢止
したことによつて直接の影響がない、
こういうふうに申上げてよろしいと思
います。

お話をへ、大蔵省側では、割当なんどいうものはあつてもなくとも同じだと、いうような御説明のよう聞えます。が、通産省としては、やはり割当といふものはまだ残つてゐる分に対しても、相當重要視しているのじやないですか。

○政府委員(佐藤一郎君) 割当そのものにつきましては、大蔵省も通産省とともに、勿論現在でもまだ統制が残つてゐるのでありますから、十分重要なことはいたしております。ただその割当を要します國の費用といふものを、もとその以前の割当はすべて一般の国費から出しておつたのであります。非常に統制が数多くありましたので、一部にそういう負担を割当を受けるものに対しても掛けたらどうだらうというので、こういふれば不確定な歳入を実は予定いたしたのです。ところが申上げましたように、三十億、二十億と予算に計上いたしましても、実際問題として殆んど分らんのですから、結局それは一般的税金等によつて他の財源によつて實際は負担をしているという実情になつてゐるわけであります。私共いたしましては、勿論当然そのものについては十分重要視をしておりますが、その負担は、他の一般の国費と同様にこの制度がなかつた時代と同様にしたいという考であります。

○油舟賢太郎君 そうしますと、印紙で貼りました場合は、印紙收入で以て、目に見えないけれども收入にはなつて来ると思うのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(佐藤一郎君) そうしますと、

るがこれは印紙收入でありますので、結局分らんであります。つまり特殊な印紙を使っておらなかつたのです、従来……。ですから一般の印紙收入に紛れ込んでいるわけでありまして、結局それは通産省に公文書が返つて来ます。それを具体的に押さえれば初めで実績がキヤッちできるのでありますけれども、それが不確実でありますので、実績が押さえられないという状態になつてゐるのであります。

○油井賀太郎君 大体大蔵省の末端の方では、例えば印紙が貼つてないために、印紙税法によつて処分するというようなこともやつてゐるのですか。こういう大きな物資の需給についても、そういう点はおやりになればやれたのぢやないですか。そういうことはおやりになれないのですか。

○政府委員(佐藤一郎君) これは勿論当然監督を一般的には大蔵大臣がいたしているわけであります。直接の、この関係につきましては、勿論徵收の直接の責任者は通産大臣、又は農林大臣がやつてゐるわけであります。その点今申上げましたように、勿論理論上はそうであります。実際問題といたしまして、この凡百の割当物資につきまして、これがいろいろな段階、あるいは多くの段階を経てそしして公文書が戻つて来る。而もその公文書が必要しも戻つて来ないといふ実情でありますので、実際問題として納めるべきものが入つて来ないということになつております。それで結局監督も困難であり、従いまして実際問題として納めるべきものが入つて、そういうようなことは技術的に一つの無理があるといふ点が考えられ

ますので、この際止めてしまおうという考なのであります。

○油井賢太郎君 尤もこれは大きな印紙を貼付するのが見逃されてしまつた。という、いわゆる過去の結果になるのですか、その点は……。若し貼らなくなつてももうやむやになつてしまつたということを意味するのですか。

○政府委員（佐藤一郎君） 誠に遺憾であります。が、実際はおしゃる通りなん

○油井賀太郎君　そうしたらこれを、
過去のことは今言つても仕方ないので
すが、どう、うつけども、あつて

すが、どういきなりそういうものを押さえるだけの方法をお取りになれなかつたか。ちょっと我々には了解に苦

しむのですが。

して確保しようというので、いろいろ各省集つて相談は何回もいたしたのです。二二〇が、どうも実際問題

おもてはとひがどくも実際問題としては公文書がなくても物資が確保できるといふやうな、いわば完全なる計

画経済というか、統制経済が完璧になつておらない。どうしても間隙がある」という性質から私は来ていると考えて

おりますが、これを或る程度いわば業者の自発的な協力ということを前提にしてこれができておるわけであります

が、而もその関係する範囲が非常に広汎でありますて、なか／＼自発的な協

力ということはどうしても望めない、今まで諄く御説明したような状況なものでありますから、むしろこれは廢止

も、必ずしも政府の中にもいろいろ議論した方がいいのじゃないか、却つてはつきりするのじやないか、もとへこの制度を二十三年に採りました際にも、必ずしも政府の中にもいろいろ議論

論がございまして、当初は実は通産省、農林省というような直接割当業務をやつている官庁からいたしますと、非常に技術的にむずかしい、というので反対の意向もあつたわけがありますが、大蔵省といたしましては、当時財源も非常に窮屈でありますと、何とか受益するものにも負担させたらどうだらうかというので、政府に相談した結果、こいつ手数料ができたわけであります。が、その後の実績に鑑みまして、結局非常に不確実である、歳入としても不確実である。それから又只今御指摘がありましたような意味においても、納めるものと納めないものとの不公平が出るし、納めないものにも完全にこれを追求するということは、技術的に非常に困難である。相当この制度は各種の欠陥を有しているといふことが分りましたのですから、これはいわば極く最近できた制度であります。が、こういう欠陥の多い制度はむしろ廃止するにしかずという結論に、いろいろ相談をしました結果なつたわけであります。

○油井賢太郎君 これは簡単に考えますと、割当を受けることを非常に希望したものが、或る程度の手数料を納めても、別にこれはえらい負担ではなかつたと思うのですが、そうしませんたら申請するときに、すでに許可をするような場合に印紙を拂わせるとか、極めて簡単にできるような気がするのです。が、例えは割当表を出すときに印紙を取る。ただ一方におきまして、譲受けをするものが又印紙を拂うというのでは二重みたいになりますが、割当をすが、これはどうでしようか。

○政府委員(佐藤一郎君) 実はこの手料の中には、申請手数料と割当手数料というのがございまして、割当手数料が大部分であります。が、申請手数料は只今のお話のように一件五十四円とうふうに、平均して頭割で一通五十円とうふうに取つておりまして、比較的確実に入るのですが、この割当手数料は純理論的に申しますと、只今の統制の現在におきまして、割当を仮に公文書で認めましても、それが現物化するという自信がないわけです。それでただ割当を貰つたといふだけで、その負担をかけるということは適当でない。どうしてもそれが現物化されたとき、真の割当があつたのだからそのときには掛けよう。いわばそういう思想で現物化した段階で押さえようとしますと、どうしても業者と業者との取引の際でありますので、結局印紙でやるようになる。結局それが巡り巡つて、最後に官庁の割当を受けるところのメカニカルが、結局その公文書を持つて行く、こういうときにそれが初めて確認できるという複雑な組織を止むを得ず取つたのであります。

○油井賢太郎君 結論においては、統制經濟といふものをやつて行つても、それを運用する官庁方面が、これは大蔵省は余り責任がないかも知れませんが、官庁方面のいわゆる取つた手段、或いは統制に対する熱意というものが欠けていたといったことを証明したわけですね。

○政府委員(佐藤一郎君) これは議論に亘るかも知れませんが、又非常に広汎に考えれば、或いはもう少しいろな角度から考へる必要があると思うのですが、私が考えておるところで

は、理論と実際とが完全に一致しておるということは、どうしても望めなか

つたのじやないかと考えております。
たま／＼こういうむずかしい手続のよ
のが出たために、そういう点の欠陥が

出たように私は感じておるのでですが、今お話をあつたような点が確かにあります。併しあなただと私は考えております。

がら勿論その衝に當つておる部局の各官庁は、それぐでできるだけ統制経済と協議してはうそ、努力をしておつ

を考慮にいれて、努力をしておられたことも、又一面確かであります。こう思つております。非常にむずかしい

問題でありまするので、どうしてもその点に或る程度の欠陥というものがありましたことは、むしろ周知の事実で

あります。油井さんが御指摘になつた
ような点は止むを得ない点があらうと
私は考へております。

○理事(黒田英雄君) 他に御質問ございませんでしようか。——御質問がないようになりまするから、質疑終了と

いたして、直ちに討論に入ることにいたして御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

して、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○油井賢太郎君 この法律案は私は民
主党といたしまして賛成をいたしました。

す。併しかからこの廃止するに至った過去の経過を見ますというと、今まで官庁方面が統制経済というものを作成

いたしまして、統制経済方式といううのを作つて、国民にそれを強いておりながら、官厅 자체が無能力というか、或いは熱意がなかつたということを、

この法律案によつて曝露したといふことは、甚だ遺憾に堪えないとと思うのです。将来政府並びに官庁方面におきましては、法律を作つたならば、飽くまでもそれを徹底的に実行するなり、或いは施行いたしまして、國民に不平等の差を與えないといふようなことを、特にこの際強調いたしまして賛成いたします。

○理事(黒田英雄君) 他に御発言ございませんでしようか。他に御発言もなにようでありますから、討論は終局したものとみなして、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

それでは物資の割当に關する手数料等の徵収に関する法律を廢止する法律案を、原案通り可決することに御賛成の方の御挙手を願います。

〔総挙手〕

○理事(黒田英雄君) 全会一致でござります。よつて本案は全会一致原案通り可決することに決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告の内容は、例によつて委員長にお任せ下さることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

次に委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。

多數意見者署名
伊藤 保平
玉屋 壱章
九鬼紋十郎
西川甚五郎

○説明員（龜井光君）先程も申上げましたように、失業の情勢が来年度になりますまいとして、どういう動きをしますか予測はしにいいのであります。できるだけの資料を集めまして、我々としてもして予算編成上の資料といたすわけでありまして、その際は本年度の状況を判断しながら、来年度を推測するのをございます。本年度におきましては、まだ三月まで間がございまして、はつきりした数字は出ませんが、大体実人員にいたしまして四十万か四十五万ぐらいの給付になるのじやないかと考えております。来年におきましては、予算で御承知のように、百二十億の保険金を以ちまして、毎回三十万、これを年に直しますと六十万になりますわけであります。申しますのは給付は六ヶ月で切れますから、倍になりますまして六十万でございます。それから予備金の方では四十億でございまして、これを給付に廻すとしますと、国庫の負担分がその給付の三分の一でござりますから、二十億加わりまして六十億の給付金といふことになるわけであります。そうしますと六十億では十五万人、年にしまして三十万人というものの給付が可能でございまして、合計予算上は九十八万人の給付が可能であるという見通しを持つております。従つて今年四十万乃至四十五万の受給資格者に対しまして給付しましたこの情勢からしまして、九十八人のものを給付し得るとすれば、これは予算上において釣合が取れるのではないかということ見通しを持つております。

○平沼彌太郎君 今のお説明で九十五万人の予定のようなお話なんですが、実際にこんな少しいな人員の教習では、市中に失業者が溢れて、非常に悲惨な状態になるのではないかと推定されますが、これに対しての当局のお考えは……

○説明員(龜井光君) 九十万人では少いという御質問でございますが、この面から外に、御承知のように日傭いの労働者に対しますする失業保険制度が実施されているわけでございまして、この面から参りますすると、十三万人の日傭い労働者に対して給付ができるだけの予算的措置ができるわけでございまして、尚この失業保険でカバーし得まする失業者というのは、全部の失業者ではありませんで、一応法律の規定によりまして制限を受けているわけでもあります。例えば五人以上の労働者を常時使用しております事業所に雇用されている労働者の失業した場合、或いはその事業所でありましても、農林、畜産、水産といふような原始産業の事業、或いは学校、教育というような、こういう関係の事業、或いは保健衛生といふような、こういう事業は除かれかねておりまして、従つておのずからこの保険で保護を受けまするものの件が沖められているわけでございまして、必ず失業保険ですべての失業者を救済するというのではないません。こまう關係でそういう数字になるわけがあります。

○平沼彌太郎君 そうしますと、この一部が限定されただけの救済ということとで、他の農山漁村、又は五人以下の方へは救済をする方法がないというお話をなんですか。

○説明員(鶴井光君) 結局、この問題は失業対策全般の問題になると考えるのでございまするが、失業対策の根本は言うまでもなく、民間の雇傭量を増大いたしまして、そこに正常な就職の機会を與えて行くと、いうことにあることは申すまでもないのです。申すまでは、その関係からいたしまして、そういう民間の基本産業といふものの振興に努力いたさなければならんのは申すまでもないのです。更にその外に、政府の力によつて雇傭量を作つて行くという対策も亦考えられなければならぬのであります。例えば公共事業、本年度におきまして九百六十億の予算を計上されております公共事業。これは専ら農村関係におきまする失業者の吸收といふものに大きな役割を果すと考へております。更に又都市中心におきまする失業者に対しましては、来年度四十億の予算を計上しております失業対策事業、これを施行することによりまして都市のものを就業させております。更に民間の雇傭量の増大のために見返資金の運用という面も考へられて参りまして、そういうあらゆる総合的な施策を講じまして、この失業対策を講じたといふように考へております。失業保険はそれらの積極的な施策を以てしまして、おられるといふことは結構なんですが、現在の社会情勢があらゆる産業において失業者が非常な勢を以て殖えつてあるのであります。現在の、

今御説明の計画によつては、現在の算の範囲で救い切れないといふことを明らかに情勢になつておると思ひます。その面を今後共十分見通しをつけて頂いて、最善の方法を講じて頂きたいということを尧願いたいと思ひます。

○理事(黒田英雄君) 他に御質問ございませんですか。御質問ないようになりますから質疑終了として、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは討論に移ります。御意見をおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願いたいと思します。

○油井賢太郎君 この法案は民主党いたしましては賛成をいたします。併しながら先程民自党的平沼委員からお話をありましたように、現在のところ失業者は非常に殖えておるというようと。これの救済の途が何かまだ目先不安全に感ぜられるという点、誠に御尤もであります。どうかここにお出での政府委員だけなしに、政府委員を通じまして現内閣の幹部、或いは当局者に対しまして、十分にこの失業問題の解決をお圖り願うようより要望いたして賛成いたします。

○理事(黒田英雄君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言ないようありますから、討論は終局をしたゝとのといたしまして、直ちに採決に移したいと思います。

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案を、現案通り可決することにして賛成の方のお手を願います。

〔経営者手〕
○理事(黒田英雄君) 全会一致でござります。よつて本案は原案通り可決することに決定いたしました。
尙ほ本議における委員長の口頭報告書によつて、委員長にお任せ下さいましたことと御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり
○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。
委員長が議院に報告しまする報告書に多数意見者の署名を附すことになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名を願います。
多數意見者署名
伊藤 保平 九鬼絞十郎
玉屋 嘉章 西川甚五郎
平沼禰太郎 油井賢太郎
小宮山常吉 高橋龍太郎
米倉 龍也

これはよく分らないのであります。が、ただ証券取引法で、証券取引に関するという制度があるのであります。連して、証券業者とお客、言い換えれば投資家との間に争いが起きた場合に、その争いに対して委員会で仲介をすることになります。その仲介に持込まれた件数ということとは分つておりますて、その件数を申上げますと、昭和二十三年中、これは曆年でございますが、昭和二十三年中ににおいて仲介の申立があつて、その仲介をいたしたのは十件、それから昭和二十四年で二十六件、合計三十六件ということになつております。

○油井賢太郎君　表に現されたのは大変少いのでありますから、このうちには証券業者が立ち行かなくなつて、いわゆる事業を止めてしまつて、いろいろなものや、或いは破産したということも含まれておるのでありますか。そういう事件はどのくらいあります。

○政府委員(湯地謹爾君)　それはどういう数字がありますから、それを申上げたいと思いますが、証券業者での内容が良くなくて、委員会で検査をして、それに対し審問をいたして、業者の取消、或いは業者の停止ということをやることになつておりますが、その件数を申上げますと、昭和二十三年、これもやはり曆年でございますが、登録を取り消した業者の数が五件、二十四年におきましては二十七。それから業者の停止をした分が昭和二十三年で三、それから昭和二十四年で二十一と、こういうふうになつております。

○油井賢太郎君　それから証券業者の総数をちょっと発表して下さい。二十三年、二十四年と、その当時の……

○政府委員(湯地謹爾郎君) 証券業者の数はまあ毎日相当移動がありますが、年末で申しますと、二十三年末、これは曆年ですが、八百二十、それから二十四年には千百五十二、参考までに申上げますが、二月十三日現在では一千百四十七七あります。

○平沼彌太郎君 資本金を五十万円で改正される案のようですが、今まで一十万円でしたね。

○政府委員(湯地謹爾郎君) 今まで別に制限はないのです。

○平沼彌太郎君 制限はないのですね。非常に大きな数量を取扱う証券業者の資本金の最低が五十万円といふことは、非常に危険性があるのじやないか、資本が小さ過ぎて……。この資本金によつて、積立とか管理をさして、そして一般に安全な取引をさせるとうところの計画としては、五十万円といふものは余りにも小さいのじやないかという感がいたします。もう一つは地方には随分沢山な証券業者があります、東京のような大きな所の証券業者と地方の証券業者の資本金額を同じにして置くことが、一体証券普及の面から言つて妥当であるかどうかといふ面にも疑問があるのであります。そういう点について、政府のお考をお伺いいたします。

○政府委員(湯地謹爾郎君) この法律に五十万円とありますのは、これは當業用純資本額が五十万円、こういう意味でありますて、流動資産から負債残額を引いた残りが五十万円、こういふ意味でありますて、從来は証券業者を専ら二十一年には千百五十二、参考までに申上げますが、二月十三日現在では一千百四十七七あります。

も自由に登録をして営業ができたわけ
であります。が、それでは投資者保護
という点に十分でない、という経験か
ら、今回営業用純資本額五十万円は少
くとも維持しなければいかん。又それ
だけなければ営業の開始はできん、こ
ういう條件を附けたわけでありまし
て、只今お話を通り、東京と或いは地
方と同じではいかんのじやないかとい
うお話を御尤もで、実は現在は資本金
の制限はないのであります。が、實際
上の指導いたしましては、東京、大
阪で三百万円、六大都市で二百万円、
その他で百万円、そういう指導はして
おるのであります。が、今度、制限する
際もその資本金でやるという考え方も
あり得るわけであります。が、やはり營
業の実態から見て、営業用純資本額で
押された方がよろしいという考で、こ
れは最低が五十万円、東京等ではでき
るだけそれよりもっと多くなるよう實
際上指導して参りたい。こういうふうに
に考えております。

関係の規定をいたしまして、参考資料の「証券取引法及び関係法令要覧」の第五十八條に「何人も、左の各号の一に掲げる行為をしてはならない。」その各号の第三号に「有価証券の売買その他の取引を誘引する目的を以て、虚偽の相場を利用すること」とありますて、こういうふうに、お買いなさい。お買いなさいということでは引つ掛からないのですが、その際虚偽の、あの会社は悪いのによいからお買いなさいとか、或いはそういう技巧を使うとか、或いは不正の手段、計画等で誘引するというような場合には取引法に引っ掛かるわけで、單にお買いなさいということでは引つ掛かる筈はないわけであります。

かというと政府機関ではありませんが、財閥の株とか、閉鎖機関の株等をそれに代つて処分する、或いは政府に物納した株の処分をする機関であります。が、多少公約機関であります。が、官厅ではありませんが、公的機関。この機関が証券民主化という意味もあり、又同時にそれを処分してお金に替えるという意味で、幾らか買いたいなど言ったような面が強く現れたような宣伝があつたじやないかと思われました。それでその証券処理調整協議会の方に対しまして、我々といたしましても注意をいたしまして、昨年の十一月頃から大体それは止めたと思いますが、注意したことあります。

○油井賢太郎君 この法案に關連して大蔵大臣の説明を聴きたいと思いますから、この次でも出席を要求して下さい。

○理事 黒田英雄君) 大蔵大臣は他からも要求されておりますから、この案について出席を要求します。

○理事(黒田英雄君) 本日はこの程度で散会いたしたいと思いますが、如何ですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(黒田英雄君) それではこれを以て散会いたします。

午後三時四十二分散会

出席者は左の通り。

理事

委員

玉屋	黒田	喜章君
西川甚五郎君	伊藤	保平君
平沼綱太郎君	九鬼紋十郎君	
油井賢太郎君		

政府委員	小宮山常吉君 高橋龍太郎君 米倉 龍也君
規課長	(主計局官) 佐藤 一郎君
大蔵事務官	(証券取引委員会事務局長) 湯地謙爾郎君
大蔵事務官	(主計局官) 龜井 光君
説明員	(労働事務官) (失業保険長)
附則	第八章 決算(第三十條—第三十 五條) 第九章 雜則(第三十六條—第三 十八條)

(計理の方法)
第五條 この会計の計理は、現金の
収納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基いて行う。
2 前項の財産の増減及び異動の事実がいつ発生したか及びその事実がいづれの会計年度に属するかについての計理の基準は、政令で定める。

(設置)
第一條 造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(事業の範囲)
第二條 この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、章表、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、貴金属の精製、配給及び品位の證明並びに鉱物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

(管理)
第三條 この会計は、大蔵大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(計理の区分)
第四條 この会計においては、造幣局の事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は損失を明らかにするため、資産勘定、資本勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

1 資産勘定は、資産の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。勘定に区分し、事業の収益又は損失を明らかにする。

2 資本勘定は、資本の増減及び異動並びにその現在高を明らかにする。

3 資本勘定は、資本回収準備資金(第十八條—第二十一條)、運転資金(第二十二條—二十四條)、資本及び資産(第十條—十七條)、補助貯蓄回収準備資金(第十九條)、予算(第二十六條—第二十八條)、收入及び支出(第二十九條)の会計において、引き換え、又は回収した補助貯蓄は、この会計の資産に帰属するものとする。

4 損益勘定は、収益勘定及び損失を明確にする。

造幣局特別会計法案	第五條 この会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、造幣局の事業に関し必要な原価計算を行ふものとする。
造幣局特別会計法案	第六條 この会計においては、大蔵大臣の定めるところにより、造幣局の事業に関し必要な原価計算を行ふものとする。
造幣局特別会計法案	第七條 政府は、補助貨幣(貨幣法(明治三十年法律第十六号)第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)第一條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。)の製造のため、この会計の固定資産の拡張及び改良に充てるに必要な金額並びに補助貨幣の製造に要する経費を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。
造幣局特別会計法案	2 前項の規定により、固定資産の拡張及び改良に充てるため一般会計からこの会計に繰り入れた金額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。
造幣局特別会計法案	3 引換貨幣又は回収貨幣の帰属する場合に於ける引換貨幣の回収額は、この会計の固有資本の増加に充てるものとする。

造幣局特別会計法案	4 流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。
造幣局特別会計法案	第五條 固定資産の価額は、その取得のために要した大蔵大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の価額は、時価を勘査して定めるものとする。
造幣局特別会計法案	第六條 固定資産のうち、大蔵大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減価償却を行ふものとする。
造幣局特別会計法案	第七條 固定資産の価額の改定及び削除(第十四條 固定資産の全部又は一部が減失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その減失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、大蔵大臣の定めるところにより、その減失したとき、又はこれを譲渡し、撤去又は廃棄の割合に応じてその価額を減額し、又は削除しなければならない。
造幣局特別会計法案	2 一般物価の変動その他の特殊の事由により固定資産の価額が著しく不適当となつたときは、大蔵大臣の定めるところにより、その価額を改定することができる。

造幣局特別会計法案	3 前二項の規定により価額を減額し、又は削除する資産が償却資産であるときは、大蔵大臣の定めるところにより、当該資産に対する減価償却額を減価償却引当金から繰り戻すものとする。
造幣局特別会計法案	4 固定資産は、土地、建物、立木竹、工作物、未完成工事、機械及び標本並びに大蔵大臣の指定する器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。
造幣局特別会計法案	2 作業資産は、生産品、地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む)、原材料、備品及び未成品その他これ
造幣局特別会計法案	3 (回収準備資金への編入) 第十五條 作業資産の価額は、購入
造幣局特別会計法案	4 (作業資産の価額)

価額又は製造に要した費額によ
る。

2

前項の規定により価額を定め難
い場合又は特殊の事由により前項
の規定により価額を定めることが
不適当である場合には、時価を勘
案して定めるものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、引
換貨幣及び回収貨幣の価額は、地
金の時価による。

(作業資産の価額等の振替)

第十六條 作業資産を事業の用に供
したときは、その価額を作業資産
から削除し、これを使用する事業
の経費の支出として計理するもの
とする。

3 作業資産の取扱いをする経費
は、大蔵大臣の定めるところによ
り、前項の経費の支出額に割り掛
けるものとする。

(作業資産の修理) 第十七條 作業資産がき損し、変質
し、若しくは滅失したとき、又は規
格の変更によりこれに適合しな
くなつたときは、そのき損、変質
ればならない。

2 每会計年度末に現存する作業資
産の価額については、当該作業資
産の時価が第十五條の規定による
価額以下に低落した場合に限り、
時価によりこれを減額しなければ
ならない。

ならない。

第三章 助助貨幣回収準備資金

(回収準備資金の設置)

第十八條 助助貨幣の回収に充てる
ため、この会計に補助貨幣回収準
備資金(以下「回収準備資金」と
いふ)を置き、前記の造幣局特別
会計の資金に属していた現金、第
九條の規定により編入する金額及
び第十九條第二項の規定による運
用利益金(この会計の歳入に繰り
入れる金額を除く。)をもつてこれ
に充てる。

2 前項に規定する回収準備資金と
して準備すべき額は、補助貨幣の
発行現在高に相当する金額とす
る。

3 繕が当該年度末における補助貨幣
発行現在高を超えるときは、當
該超過額に相当する金額は、この
会計の翌年度の歳入に繰り入れる
ものとする。

(回収準備資金として準備した金
額の処理) 第十九條 補助貨幣の発行によつて
回収準備資金に生じた現金は、大
蔵省預金部に預け入れる場合に限
り、運用することができる。

2 前項の規定により運用利益金を
生じたときは、当該利益金は、回
收準備資金の資産の価額が前條第
二項に規定する額に達するまで
は、回収準備資金に編入するもの
とし、超過した場合は、当該超過
額に相当する金額は、この会計の
歳入に繰り入れるものとする。

(回収準備資金の計理方法)

第二十條 回収準備資金の受拂は、

大蔵大臣の定めるところにより、
この会計の歳入歳出外として計理
するものとする。

(回収準備資金の経理の委任)

第二十一條 回収準備資金の経理
は、大蔵大臣が造幣局長官に命じ
て執行させる。但し、他の職員に
命じてその一部を執行させること
ができる。

第四章 運転資金

(一時借入金)

第二十二條 この会計において、支
拂上現金に不足があるときは、こ
の会計の負担において、一時借入
金をすることができる。

(二) 金の運用)

第二十三條 この会計に余裕金があ
るときは、大蔵省預金部に預け入
れることができる。

第五章 資金計画

(資金計画等)

第二十四條 この会計においては、
回収準備資金の増減異動を明らか
にし、運転資金の資金繰りを円滑
にするため、大蔵大臣の定めると
ころにより、資金計画を立て、且
つ、その実績を明らかにしなけれ
ばならない。

第六章 預算

(歳入歳出予定計算書等の作製)

第二十五條 この会計においては、
回収準備資金の増減異動を明らか
にし、運転資金の資金繰りを円滑
にするため、大蔵省預金部に預け入
れることにより、資金計画を立て、且
つ、その実績を明らかにしなけれ
ばならない。

第七章 収入及び支出

(収入及び支出の委任)

第二十六條 大蔵大臣は、毎会計年
度、この会計の歳入歳出予定計算
書及び国庫債務負担行為要求書を
作製しなければならない。

第八章 決算

(歳入歳出予算の区分)

第二十七條 この会計の歳入歳出予
算は、歳入の性質及び歳出の目的
に従つて、款及び項に区分する。

第九章 財務諸表の作製

(予算の作成及び提出)

第二十八條 内閣は、毎会計年度、
この会計の予算を作成し、一般会
計の予算とともに、国会に提出し
なければならない。

第十章 貸借対照表

(予算の作成及び提出)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十一章 決算

(財務諸表の作製)

第三十條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十二章 貸借対照表

(財務諸表の作製)

第三十一條 この会計において、毎
会計年度の決算上利益を生じたと
きは、その利益のうち当該年度末
における固定資産及び作業資産の
価額(第七條第一項の規定により
増加した固定資産の価額及び第二
十二条第二項の規定による一時借
入金の借換額に相当する資産の価
額並びに当該年度末における引換
貨幣及び回収貨幣の残高に相当す
る価額及び未発行貨幣の価額を除
く。)から前年度末における当該資

金については、この限りでない。
(余裕金の運用)

第二十四條 この会計に余裕金があ るときは、大蔵省預金部に預け入 れることができる。

第五章 資金計画

(資金計画等)

第二十九條 この会計の歳入歳出予
算及び国庫債務負担行為は、財政
法(昭和二十二年法律第三十四号)
第三十一條第一項の規定により配
賦のあつた後、予備費を除き、大
蔵大臣が造幣局長官に命じて執行
させる。但し、他の職員に命じて
その一部を執行させることができ
る。

第六章 収入及び支出

(収入及び支出の委任)

第二十九條 この会計の歳入歳出予
算は、歳入の性質及び歳出の目的
に従つて、款及び項に区分する。

第七章 支出

(状況等に関する調査)

第二十九條 この会計の歳入歳出予
算及び国庫債務負担行為は、財政
法(昭和二十二年法律第三十四号)
第三十一條第一項の規定により配
賦のあつた後、予備費を除き、大
蔵大臣が造幣局長官に命じて執行
させる。但し、他の職員に命じて
その一部を執行させることができ
る。

第八章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第九章 決算

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十一章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十二章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十三章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十四章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

四 国庫債務負担行為で翌年度以
降にわたるものについての前年
度末までの支出予定額及び支出額の
見込。当該年度以降の支出予定
額並びに数会計年度にわたる事
業に伴うものについては、その
全体の計画その他の事業等の進行
状況等に関する調査

第十五章 収入及び支出

(収入及び支出の委任)

第二十九條 この会計の歳入歳出予
算は、歳入の性質及び歳出の目的
に従つて、款及び項に区分する。

第十六章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十七章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十八章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第十九章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第二十章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第二十一章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第二十二章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第二十三章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第二十四章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

第二十五章 貸借対照表

(貸借対照表)

第二十九條 大蔵大臣は、毎会
計年度、この会計の財産目録、貸借
照表、損益計算書、資産価額増減
表及び資本増減表を作製しなけれ
ばならない。

産の価額を控除した金額に相当する金額をこの会計の固有資本の増加に充てることができる。

(利益の一般会計への納付)
第三十二條 この会計において、毎会計年度の決算上の利益の額から、前條の規定によりこの会計の固有資本の増加に充てる金額を控除してたる残額は、当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付るものとする。

2 前項の規定によりこの会計の決算上の利益を一般会計へ納付する場合において、この会計に属する現金が納付すべき利益の額に達しないとき、又はその金額の一部をこの会計の運転資金の増加に充てが必要があるときは、大蔵大臣が当該年度の一般会計へ納付すべき金額を決定し、当該金額を納付するものとする。

3 前項の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、大蔵大臣の定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。
(損失の処理)

第三十三條 この会計において、毎会計年度における決算上損失を生じたときは、損失の繰越として整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第三十四條 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分によるこの会計の歳入歳出決算計算書及びこの会計の債務に関する計算書を作製しなければならない。
(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十五条 内閣は、毎会計年度、

この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを国会に提出しなければならない。

(附則)

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資産価額増減表、資本増減表及び第二十五條の規定による実積表

三 債務に関する計算書
(第九章 雜則)

第三十六条 この会計において、支

拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済となるなかつたものに係る歳出予算是、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法第四十三條の規定によらず、適用しない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

(経理規程)

第三十七條 大蔵大臣は、この会計に關し、この法律及びこれに基づく政令に定めるものの外、造幣局の事業の能率的な運営と予算の適正な執行を図るために、経理規程を定めなければならない。

(実施規定)

第三十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 造幣局特別会計法(大正四年法律第九号)以下「旧特別会計法」というのは、廃止する。但し、昭和二十四年度の決算に関しては、

なお、その効力を有する。

3 旧特別会計法第六條の規定により、從前の造幣局特別会計の昭和二十四年度の決算における作業上の益金を資金に編入する場合において、作業上の益金と作業に属する現金との差額とこの会計の運転資金に充てるため必要がある場合に大蔵大臣がこの会計の昭和二十五年度の資金計画を勘案して定める金額との合計額に相当する金額は、旧特別会計法第六條の規定にかかるわらず、資金に編入することを要しない。

4 前項の規定により資金に編入することを要しない金額については、昭和二十四年度までに、この会計から回収準備資金に編入しなければならない。

5 この法律施行の際從前の造幣局特別会計に属する資産及び資本並びに資金に属する地金、引換貨幣及び回収貨幣は、この会計に帰属するものとする。
6 この法律施行の際從前の造幣局特別会計の資金に属する現金は、この会計の回収準備資金に帰属するものとする。